

2020年
5月15日号

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不確実性下における見積判断と法的留意点 執筆者: 高木 弘明、若林 義人、美崎 貴子、田口 祐樹

※本ニューズレターは2020年5月13日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、財務諸表の作成事務だけでなく、その内容にも大きな影響を及ぼしている。

2020年3月期決算では、会計上の見積りが多いの上場会社で一つの焦点となっている¹。新型コロナウイルスの影響により従前の見積りについて見直しを迫られる一方で、その影響の度合いや収束時期など不確定要素が多く、正確な見積りが困難である場合が多い。また、新型コロナウイルスの影響は世界経済全体に影を落としており、緊急事態宣言や各国のロックダウンが解除された後もしばらくは影響が残ることが予想される。そのため、2020年3月期だけでなく、今後の決算(例えば2020年12月期や2021年3月期)においても、各社が見積りに際して困難に直面する可能性がある。

財務諸表に計上された数値が不正確であることが判明し、それが「誤謬」と評価されれば、有価証券報告書の提出会社の場合には訂正報告書の提出が必要になり得るほか、財務諸表の虚偽表示に基づく金融商品取引法及び会社法上の責任が生じる可能性があるため、会計上の見積りについて法的観点から留意点を整理しておくことは有益である。

2. 会計上の見積りに関する会計制度の概要

「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能

¹ 2020年4月25日日本経済新聞「決算、コロナの影響緩和」。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう²。仮に「会計上の見積り」について事後的に異なる結果を生じたとしても、過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行ったのであれば「誤謬」³には該当せず、翌期以降に損益として認識すれば足りるものとされている⁴。

今般の状況下において、企業会計基準委員会(ASBJ)は2020年4月10日に「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表した⁵。その中では、見積りを行う際の仮定について、「一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一した見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。」としており、自ら一定の仮定を置くことも含め、何らかの仮定を置いて見積りを行うことを求めている⁶。

しかし、新型コロナウイルス感染症の広がりが続く現状は、将来の不確実性が非常に高いものとなっており、また、過去に比較又は参照できる同様の事象が必ずしもないので、財務諸表作成時に入手可能な情報が十分にない状況にある。そのような状況の下で、何を以て「過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合」といえるかについて、上記内容以上に明確に指針を示すガイダンスは存在しない⁷。

そこで、本ニューズレターでは、主に会計上の見積りに関連する裁判例や、近時の不適切会計事案を通じた当局調査又は第三者委員会等における事後的な検討等の観点も踏まえて、法的な観点から、「過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合」についてどのように考えるべきか、見積り時点における留意点を検討する。

「最善の見積り」は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的に金額を算出することを要するものであることに照らせば、事後的な検証プロセスについて敢えて段階を分けると、①財務諸表作成時にいかなる情報を入手していたか(入手可能であったか)、②入手した情報に基づき個々の事実についてどのような事実認定を行ったか(例えば貸倒引当金を例にとれば、債務者の経営状態や将来の事業計画等の引当金計上にあたっての会計判断の前提となる事実⁸について、どのような事実認定を行ったか)、そして、③個々の事実を踏まえてどのように見積金額を算出したか、の3段階が問題となると思われる。③については

² 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準4項(3)参照。

³ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準4項(8)参照。

⁴ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準55項参照。

⁵ <https://www.asbj.or.jp/info/84907.html>

なお、2020年5月11日付で公表された追補(https://www.asbj.or.jp/wp-content/uploads/20200511_432g_02.pdf)も参照。

⁶ 当該ASBJの資料では、本文中で紹介した記述に加えて、「最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。」としており、企業間で見積り幅が生じることについても配慮しているものと見受けられる。

⁷ 日本公認会計士協会が2020年4月10日に公表した「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」においては、監査における会計上の見積りに用いられた情報の検討に関し、「将来の利益やキャッシュフローの予測が行われている際には、企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報及びプラスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報に基づき、企業固有の事情を加味して説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もっていることを確かめる。」とのインストラクションがなされている。

⁸ 例えば、貸倒引当金の見積りにおいては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じた区分が必要になる(金融商品会計基準27項及び28項)。ここで、区分の一つである貸倒懸念債権については「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高い」場合が想定され、これは、業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいい、「財務内容に問題がある」とは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む」とされる(金融商品会計実務指針112項)。ここでは、経営改善計画の実現可能性や個々の債権の回収可能性といった事実について、入手した情報を前提として、事実認定を行っていくことになると考えられる。

純粋な会計判断としての側面が強い一方で、①や②については、どのような情報を収集したのかや、収集した事実の総合的な判断といった、法的な観点から通常行われている判断の側面を含んでいると思われる⁹。

3. 見積りに関する裁判例の判断傾向と留意点

決算において見積りが必要となる項目は多岐にわたるが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、より不確実性が高まっている会計上の見積りが必要となる項目としては、将来の事象を予測する見積りが含まれる項目(例えば、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性及び貸倒引当金の計上)が挙げられる。以下においては若干の裁判例を紹介しつつ、その考え方の傾向について簡単に言及する。

まず、関係会社株式の減損の判断が問題になった大阪地判平成 24 年 9 月 28 日(金融・商事判例 No.1407 36 頁)¹⁰では、「回復可能性の判断については、これに関する経営者の判断の合理性の有無という観点から決するのが相当である。」と判示しており、見積りを含む関係会社株式の減損における回復可能性の判断について、一定の幅があることを前提にしている^{11 12}。

また、貸倒引当金の計上不足が問題となった宇都宮地判平成 23 年 12 月 21 日(判例時報 2140 号 88 頁)¹³では、貸付先で粉飾決算が行われていたことから十分な引当金が計上できていなかった貸付債権に係る引当金について、「S 社は平成 7 年 3 月期ころから粉飾決算を行い、経常損失及び債務超過額を隠蔽していたが、このような場合、被告が S 社の粉飾決算の事実を容易に知り得た等の特段の事情がない限り、S 社の実際の財務状況を前提とする貸倒引当金を計上しなかったことをもって、「虚偽記載」に当たると解するのは相当でない。」として、財務諸表作成時の見積りを肯定している。

これらの裁判例は、「会計上の見積り」には不確実性が内包され、一定の裁量が認めざるを得ないと思われることに起因して、少なくとも一定の裁量・幅が生じることを許容する内容になっており、後知恵の危険を排除しようとする傾向がみられる¹⁴。すなわち、少なくとも、認定した事実を踏まえてどのように見積金額を算出したかという点(上記 2.③)については、唯一の会計判断があるわけではなく、一定の裁量・幅における合理性のある会計判断としての見積りは、「最善の見積り」として許容されることになるものと思われる。また、入手した情報に基づきどのような事実認定を行ったか(上記 2.②)についても、少なくとも減損における回復可能性や繰延税金資産の回収可能性といった一定の経営判断の要素を含むものについては、一定の裁量・幅が生じることを前提に、合理性の判断を行っているものと思われる。

他方で、財務諸表作成時にいかなる情報を入手していたか(上記 2.①)については、必ずしも一般的な明確な判示はされていないように見受けられるが、上記宇都宮地判においては、貸付先の粉飾決算を知らずに引当金を計上したことについて、「被告が S 社の粉飾決算の事実を容易に知り得た等の特段の事情がない限り」当該粉飾された財務状況を前提とする貸倒引当金の計上は「虚偽記載」ではないと判断しており、合理的な努力を行って情報を入手したのであれば、「財務諸表作成時に入手可能な情報」

⁹ 後述する裁判例や不適切会計事例における検証においては、裁判官、弁護士等の司法関係者を中心に、最終的にはこれらの事実が認定されていくことが想定される。

¹⁰ 関係会社株式の減損処理をしないことによる過大計上などについて課徴金納付命令の対象とされた後、当該課徴金納付命令に先立つ訂正後の財務諸表によれば違法配当が行われていた等として提起された、取締役及び監査役らに対する株主代表訴訟の事案である。

¹¹ 当該地裁判決においては違法な会計処理はなかったと結論付けている。もっとも、同事案の高裁判決(大阪高判平成 25 年 12 月 26 日)においては、会社において会計処理の当時に行われていた検討について、「回復可能性」の検討ではなく、事業に将来性を見込むことができるか否かを判断する場合の「将来性」の検討を行ったもので、必要な「回復可能性」の検討が行われていないと認定し、結論的に公正な会計慣行に違反する処理であると判断している(但し、被控訴人であった役員には過失がないとして、控訴は棄却されている。)。もっとも、当該高裁判決においても、回復可能性の判断について一定の幅があり得ること自体は否定されておらず、他方で、事実認定次第で結論が大きく変わった事案である。

¹² その他、工事進行基準と総発生原価見通し(見積りを含む)が問題になった東京高判平成 29 年 2 月 23 日(資料版商事法務 No.402 61 頁)においても、工事原価の見積りについて、裁量の逸脱であるか否かを判断すべきとしている。

¹³ 被告である銀行が破綻し、株主が取得した当該銀行の株式が無価値になったことについて、当該株主が、当該銀行の有価証券報告書等に虚偽記載があるとして、当該銀行及びその監査法人に対して損害賠償を請求した事案である。

¹⁴ 会計上の見積りと経営判断原則との共通点に言及するものとして、例えば、弥永真生「会計上の見積りと経営判断原則」(Business Law Journal(No.26)90-91 頁)がある。

に基づいたものと評価され得ることを示唆していると思われる。

4. 不適切会計事案において問題になりやすいポイント

不適切会計事案においても、架空取引のように取引の実在性そのものが問題となる場合だけでなく、取引が実在することを前提とした上で、その会計処理が問題となる場合がある。例えば、証券取引等監視委員会が有価証券報告書等の虚偽記載の事実が認められたとして、2019年10月23日に課徴金納付命令勧告を行った事案では、当該企業の中国での住宅開発事業に関連したA社に対する長期未収入金や長期貸付金に関する貸倒引当金が問題となったところ、「当社は、キャッシュ・フロー見積法を採用しているが、これらの債権の元本回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができておらず、過少な貸倒引当金を長期間にわたって計上し続けてい」と認定されている¹⁵。証券取引等監視委員会が、「キャッシュ・フローを合理的に見積もることができていなかった」と認定した具体的な事実関係までは明らかにされていないものの、同事案の特別調査委員会報告書において、「債務者・・・の将来の事業計画や収支の見通しを裏付けとした客観性のある情報を入手していなかった」ことなどから、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができておらず、キャッシュ・フロー見積法を採用する前提を満たしていたとは評価できないと指摘されていることに照らせば、証券取引等監視委員会においても、債権の元本回収に係るキャッシュ・フローの見積りの適否以前に、キャッシュ・フローを合理的に見積もるための客観性のある情報を入手していなかったという事情を考慮した可能性が高い。

不適切会計事案においては、過去の会計処理を事後的に検証することとなるため、当時の会計上の見積りと異なり、「金銭債権を回収できなかった」、「収益を生じなかった」など事後の事情も判明していた場合、そもそも当時の会計処理において最善の見積りが行われていなかったのではないかと疑義が生じやすいと思われる。

上記の事案からすると、上記2.①及び②については、会計以外の事案の裁判などにおいて、証拠の有無や証拠に基づく事実認定がなされることと場面を大きく異にするものではないように思われ、個々の不適切会計事案においても、その調査・検証の中では、上記2.③の判断以前に、入手した資料の範囲や、入手した資料に基づく事実認定が問題となる場面が相当程度存在するのではないと思われる¹⁶。

5. 不確実性が高い状況下における見積判断の法的留意点

上記2.のとおり、会計上の見積りについて「過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合」には「誤謬」にならないことが明確化されており、上記3.及び4.で言及した事案においても見られるように、会計上の見積りについては一定の裁量・幅があることを前提としているものと理解されている。このため、会計上の見積りが、事後的に安易に後知恵的な事情によって否定される(誤謬とされる)わけでは必ずしもない。

特に、認定した事実を踏まえて具体的な見積金額を算出する判断(上記2.③)については、事後的に検証されることになった場面においても、一定の裁量・幅がある中での判断でもあるので、その算出が明らかに不合理でない限り、見積りが否定される可能性は低いであろう。

他方で、「財務諸表作成時に入手可能」であったか否か(上記2.①)については、事後的な検証において、財務諸表作成時よりも通常は多くの情報が入手可能になっていることが想定され¹⁷、合理的に十分な情報入手がなされていたか否かが問題となること

¹⁵ 令和元(2019)年12月16日証券取引等監視委員会「市場へのメッセージ」(<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/20191216-1.htm>)

¹⁶ 会計監査人の監査を行っている場合であっても、前提となる事実関係に齟齬があれば意見は変わり得るところであり、不適切会計事案においても、監査の過程において適切な事実が会計監査人に伝わっていなかったために、適正意見が出た期の財務諸表について事後的に誤謬が問題になったものと思われるような事例も散見される。

¹⁷ 実際に見積もった金額の結果が出ており、後知恵的に検証されやすいという構造であるというだけでなく、同時期における他社の見積金額や前提、その他様々な情報が事後的に判明していることも想定され、見積時点における情報の十分性や合理性が問題にされやすい状況にあると思われる。

が想定される。

どの程度の情報を入手すれば合理的といえるかについては一概に結論が出るわけではなく、個別事情によるところが大きいと思われる。しかし、少なくとも、情報を隠されている場合や、長時間や極めて高額な費用をかけなければ入手できないような場合、すなわち、合理的に入手できないような情報についてまで、前提にしなければならないわけでは必ずしもない。他方で、見積時点で会社として保有している情報のみで足りるかは別途検討が必要になる(特に前例がなく不確実性が高い状況下においては、保有している情報のみで十分であるかの検証が必要になろう。)

事後的な事情によって誤謬と評価される可能性を限定するという観点からは、特に金額や重要性の大きい事項については、情報入手の十分性について、従前にもまして慎重な検討を行うだけでなく¹⁸、当該過程を記録、証拠化し、また、場合によっては第三者(弁護士を含む専門家)のアドバイスを受けるということも有用であると思われる。

また、上記 2.②の入手した情報に基づく事実認定については、そもそもの事実認定に誤りがないか、特に経営判断等に属するような事項については一定の裁量・幅が認められ得るとしても、偏った事実に基づき判断するなど、不合理な認定が行われていないかが問題となることが想定される。

財務諸表作成時の会計判断の前提となった事実が異なることになった場合には、当該会計判断の前提が覆り、誤謬と評価される可能性が生じることであり、上記 2.①の「財務諸表作成時に入手可能」であったかの点と同様に、特に金額や重要性の大きい事項については、慎重な検討を行うだけでなく、当該過程を記録、証拠化し、また、場合によっては第三者(弁護士を含む専門家)のアドバイスを受けるということも有用であると思われる。

6. おわりに

このように、上記 2.①及び②が事後的に検証される場合、事実認定という法的側面のある要素が問われ、その場合には情報入手や検討に関する過程が着目されることになる。その際に、当該過程の証拠化をしておくことが重要になることは、法的論点について証拠の有無や証拠に基づく事実認定がなされる場面と類似するとも評価できよう。その観点から、重要な事項については特に、会計上の見積りに関する情報入手過程や検討過程を証拠化するとともに、これらの過程について弁護士を含む専門家のアドバイスを得ておく(専門家を活用する)ことも有用であると思われる。

[本ニューズレターの執筆にあたっては、中村真平弁護士から裁判例の分析、内容に関する議論等で多大な協力を得た。]

¹⁸ 当該情報の取得においては、法的な問題として、例えば契約書に疑義がある場合の契約解釈といった問題も含まれるものと思われる。すなわち、契約書自体が入手可能であったとしても、契約解釈に疑義があるような場合には、適切な弁護士等の見解を取得し、当該弁護士の見解という情報を前提に会計判断を行うことで、仮に事後的に異なる契約書の解釈が裁判でなされたとしても、入手可能な情報を取得したと評価される場合もある。その他、法令又は契約上、いかなる情報が入手可能であるかの検討が必要になる場面も生じるものと思われる。



たかぎ ひろあき
高木 弘明

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_takagi@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。2005 年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師、2008 年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)、2008-2009 年ポール・ワイス・リフキンド・ワートン・アンド・ガリソン法律事務所にて勤務、2009 年ニューヨーク州弁護士登録、2009-2013 年に法務省民事局参事官室出向(平成 26 年改正会社法の立案担当)、2016 年-学習院大学法科大学院特別招聘教授。M&A、会社法、金商法を中心とする企業法務一般、会計、税務等を広く取り扱う。



わかばやし よしと
若林 義人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_wakabayashi@jurists.co.jp

2008 年弁護士登録。2003 年慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修了、2006 年同大学法科大学院修了、2008 年会計士補登録、2014-2015 年 KDDI 株式会社出向、2016 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2017 年米国公認会計士登録。非上場化、JV、資本業務提携、ベンチャー投資等を含む M&A・コーポレート分野の多数の案件に従事。主な著書に「スクイーズアウトの法務と税務(第 2 版)」(中央経済社、2018 年、共著)等。



みさき たかこ
美崎 貴子

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

t_misaki@jurists.co.jp

2008 年弁護士登録。2012 年東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)協力調査員。2014-2017 年証券取引等監視委員(総務課、取引調査課、開示検査課)出向。インサイダー取引や開示規制違反等の金融商品取引法違反をはじめ、危機管理案件全般を取り扱う。



たぐち ゆうき
田口 祐樹

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_taguchi@jurists.co.jp

2010 年弁護士登録。2018 年ニューヨーク州弁護士登録。ファイナンスを専門分野とし、買収ファイナンス、アセット・マネジメント、証券化等の各種金融取引に従事するほか、金融規制対応も手掛けている。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020